

**平成24年度に実施した
政策評価の反映状況**

平成24年度に実施した政策評価の反映状況

事前の事業評価

No.	評価実施時期	事業名	担当部局等名
1	平成24年9月	護衛艦(5,000トン型DD)	防衛政策局 防衛計画課
2		掃海艦(690トン型MSO)	
3		早期警戒管制機(E-767)の情報処理能力等の向上	
4		サイバー攻撃への対処能力の向上	防衛政策局防衛政策課、 防衛計画課、調査課 運用企画局 情報通信・研究課
5		防衛装備品の国際的共同開発・生産に関する検討	経理装備局 装備政策課
6		野外通信システムのフォローアップの開発	経理装備局 システム装備課
7		新艦対艦誘導弾の開発	
8		装輪155mmりゅう弾砲の開発	経理装備局 艦船武器課
9		自律型水中航走式機雷探知機の開発	
10		将来三胴船基礎技術の研究	経理装備局 技術計画官
11		潜水艦用構造様式の研究	
12		哨戒機搭載システムの対潜能力向上の研究	
13		航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーションの研究	
14		戦闘機用エンジン要素の研究	
15		ウェポンリリース・ステルス化の研究	
16		先進RF自己防御シミュレーションの研究	
17		サイバー演習環境構築技術の研究	

中間段階の事業評価

No.	評価実施時期	事業名	担当部局等名
1	平成24年9月	看護師養成課程の4年制化	人事教育局 衛生官
2		再就職援護施策の更なる拡充	人事教育局 人材育成課
3		平成24年4月の日米安全保障協議委員会共同発表を受けた沖縄における米軍再編事業の迅速かつ着実な実施	地方協力局 沖縄調整官
4		駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴う体制の強化	地方協力局 施設管理課
5	平成25年3月	防衛省中央OAネットワーク・システムの整備・運用	運用企画局 情報通信・研究課 情報システム室

事後の事業評価

No.	評価実施時期	事業名	担当部局等名
1	平成24年9月	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	地方協力局 施設管理課 用地取得室
2		収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	
3		交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
4		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	
5	平成25年3月	新野外通信システムの開発	経理装備局 システム装備課
6		88式地对艦誘導弾システム(改)の開発	
7		魚雷防御システムの開発	経理装備局 艦船武器課
8		新対潜用短魚雷の開発	
9		戦闘機搭載用IRST装置の開発	経理装備局 航空機課
10		空対空用小型標的の開発	
11		訓練用ECM装置J/ALQ-5の能力向上に関する開発	
12		無人機研究システムの開発	

事後の事業評価

No.	評価実施時期	事業名	担当部局等名
13	平成25年3月	光波自己防御システムの研究	経理装備局 技術計画官
14		シミュレーション統合技術の研究	
15		将来アビオニクスシステムの研究	
16		弾道シミュレーション技術の研究	
17		車両搭載用リモートウェポンステーションの研究	
18		機雷探知機の研究	
19		対潜能力向上の研究	
20		高精度火力戦闘システムの研究	

総合評価

No.	評価実施時期	事業名	担当部局等名
1	平成24年9月	東日本大震災への対応	運用企画局 事態対処課

事前の事業評価

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：防衛政策局防衛計画課

評価実施時期：平成24年6月～平成24年8月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

護衛艦(5,000トン型DD)

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛、海上交通の安全確保等を実施し得るよう、対潜戦能力等を向上させた汎用護衛艦(5,000トン型DD)1隻を建造する。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価の結果を踏まえ、平成25年度予算に護衛艦(5,000トン型DD)1隻の建造に係る経費約759億円(初度費約58億円を含む。)を計上し、その後平成25年9月に船体の建造に係る契約を行った。

(2) 今後の予定

我が国周辺海域の防衛、海上交通の安全確保等に必要な能力の維持向上を図るため、本事業を着実に進める予定である。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：防衛政策局防衛計画課

評価実施時期：平成24年6月～平成24年8月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

掃海艦(690トン型MSO)

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

機雷の高性能化に対応し、潜水艦を対象とする深深度機雷に有効に対処できる体制を維持するため、平成28年度に除籍が見込まれる掃海艦「やえやま」の代替として、掃海艦(690トン型MSO)1隻を建造する。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価の結果を踏まえ、平成25年度予算に掃海艦(690トン型MSO)1隻の建造に係る経費約216億円(初度費約34億円を含む。)を計上し、その後平成25年9月に船体の建造に係る契約を行った。

(2) 今後の予定

我が国の海上交通の安全確保能力並びに実効的な抑止及び対処能力の維持向上を図るため、本事業を着実に進めていく予定である。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：防衛政策局防衛計画課

評価実施時期：平成24年6月～平成24年8月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

早期警戒管制機（E-767）の情報処理能力等の向上

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

我が国周辺海空域の安全を確保するため、現有の早期警戒管制機（E-767）に対して、中央計算装置等の換装、電子戦支援装置の搭載等を実施し、情報処理能力を向上させる。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

現有E-767の能力を向上させることで、対処能力を大きく向上させることが可能となり、本事業の必要性・効率性・有効性の観点からも妥当であるとの評価結果を踏まえ、平成25年度予算に約100億円の経費を計上。平成25年度4/四半期に契約予定である。

(2) 今後の予定

E-767の能力向上は、南西地域をはじめとする周辺海空域の警戒監視能力を強化させるための極めて重要な事業であるため、平成25年度以降に予定されている事業においても着実に実施していく予定である。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：防衛政策局防衛政策課
防衛政策局防衛計画課
防衛政策局調査課
運用企画局情報通信・研究課
評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月
報告時期：平成26年3月

1 施策等名

(1) 項目名

サイバー攻撃への対処能力の向上

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

近年、サイバー空間の利用はあらゆる社会活動に急速に浸透しつつあり、情報通信ネットワークに対するサイバー攻撃は社会全体に深刻な影響をもたらし得るものとなっている。防衛省・自衛隊にとってもサイバー空間は業務のあらゆる面で活用されており、防衛省・自衛隊が今後とも多様な任務を確実に遂行していくためには、自身の情報通信ネットワークをサイバー攻撃から防護するための対処能力を総合的に強化することにより、自らの活動基盤としてのサイバー空間の安定的な利用を確保することが任務遂行の成否に直結する極めて重要な要素である。

本事業は、上記を踏まえ、自衛隊のシステム及びネットワークを防護するための能力を強化するため、自衛隊に対するサイバー攻撃への対処を統合的に実施するための体制の整備、脅威情報の収集・分析機能並びに防衛省・自衛隊のシステム及びネットワークの監視・対処能力の強化、サイバー攻撃対処に関する研究や演習の充実並びにサイバー攻撃対処に関する高度な知見を有する人材の育成を図り、専門知識の提供等を通じ政府全体として行う対応にも寄与するものである。

政策評価書においては、日々多様化・複雑化するサイバー攻撃に適切に対処するため、サイバー攻撃対処を担う中核的な組織の新編として、サイバー防護専門部隊を新設するほか、運用基盤の充実・強化等に向けて、平成25年度概算要求を実施するとともに、所要の人員を確保するための25年度増員要求を行うとしたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、日々多様化・複雑化しているサイバー攻撃の脅威に適切に対応するため、国内外の大学院等への留学等による人材育成を含め、自衛隊の情報システム・通信ネットワークを防護するための機能を不断に向上させていく必要があることから、運用基盤の充実・強化等に向けて平成25年度予算要求を行い、成立した予算に従い事業を推進しているところである。具体的には、平成25年度から体制の充実・強化として、サイバー攻撃等対処に係る総合的な企画機能の強化のため運用企画局情報通信・研究課に「サイバー攻撃対処・情報保証企画

室」を新設したほか、統合幕僚監部におけるサイバー企画機能を集約し、より組織的にサイバー攻撃等対処業務に取り組む体制を構築するため、統合幕僚監部指揮通信システム課に「サイバー企画室」を新設、運用基盤の充実・強化として、サイバー攻撃等に関する状況把握能力を向上させるとともに、サイバー攻撃発生時における被害局限化、早期復旧等の対処能力を強化するためのネットワーク監視器材の整備やサイバー攻撃時においても部隊運用を継続するとともに、被害の拡大を防止するなどの事後対処能力の練度向上を目的としたサイバー演習環境構築技術に関する研究、人材育成・確保及び諸外国との連携強化等として、国内外の大学院等への留学、情報セキュリティ関連機関等への研修、ITフォーラムへの参加等を実施している。

さらに、他省庁や防衛産業等の民間部門、米国・友好国等においては様々な検討や取組が行われていることから、これらの様々な主体との間で情報交換を始めとする具体的な連携・協力を積極的に推進していくことは極めて重要であり、これらを推進するため、平成25年度より職員の増員を図り、防衛関連企業及びその他の関連企業との調整業務に従事させ、サイバー攻撃対処に資する各種事業を推進している。さらに、平成25年10月には、小野寺防衛大臣及びヘーゲル国防長官の指示のもと、日米サイバー防衛政策ワーキンググループ(CDPWG)を設置し、平成26年2月に第1回会合を実施する等、日米防衛当局間のサイバー分野における協力を加速化すべく取り組んでいるところである。

加えて、平成25年度末には、日々高度化・複雑化するサイバー攻撃の脅威に適切に対応するため、「サイバー防衛隊(仮称)」を新編することとしており、現在24時間体制で実施している防衛省・自衛隊のネットワークの監視及び事案発生時の対処能力を向上させるとともに、各自衛隊に分散しているサイバー攻撃等に関する脅威情報の収集及び調査研究を一元的に担い、その成果を省全体で共有することが可能となる。なお、平成25年5月には、「サイバー防衛隊(仮称)準備室」を新設し、「サイバー防衛隊(仮称)」の円滑な新編のための事務を推進しているところである。

(2) 今後の予定

平成25年6月の情報セキュリティ政策会議において、サイバーセキュリティ戦略が策定され、サイバー空間に係る政府全体としての取組について明確化されるとともに、同年12月の中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)においても、サイバー空間における対応を重視して整備することとされ、サイバー空間における自衛隊等の能力・態勢強化に向けた取組を推進する必要がある。したがって、平成26年度予算案においては、「運用基盤の充実・強化」の取組として、サイバー攻撃の兆候を早期に察知し、未然防止に資するサイバー情報収集装置の整備やサイバー攻撃への対処を統合的に実施するための次期サイバー防護分析装置のシステム設計等を計上したほか、「人材育成・確保」の取組として、サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している中、専門的知見を備えた優秀な人材の安定的な確保が不可欠であることを踏まえ、国内外の大学院等への留学等を引き続き実施するとともに、「諸外国及び民間企業等との連携強化」の取組として、サイバー関連の国際会議への積極的参加や、防衛省・自衛隊と防衛産業との間における、サイバー攻撃対処のための連携要領確立等に向けた共同訓練の実施並びに情報共有システムの整備を計上したところである。これらの取組により、サイバー攻撃に対する十分なサイバーセキュリティを常時確保できるよう、統合的な常時監視・対処能力を強化するとともに、専門的な知識・技術をもつ人材や最新機材を継続的に強化・確保することが可能となる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局装備政策課

評価実施時期：平成24年8月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

防衛装備品の国際的共同開発・生産に関する検討

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、安定的かつ効率的な防衛力整備のための防衛装備品の開発・調達に関する検討として、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話、日英両国首相による共同声明等を踏まえ、防衛省において、諸外国との国際共同開発・生産への参加に関する検討を進めるものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「防衛省における国際共同開発・生産に関する施策を推進するための体制の整備は、早急に実施する必要がある」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

本事業を推進するために、平成25年度に「国際装備情報専門官」のポストを新設し、国際共同開発・生産に関する業務に当たらせ、事業を推進しているところである。具体的には、米国とは25年8月に日米の共同開発・生産を議題として扱うS&TF（日米装備・技術定期協議）を約7年ぶりに開催するとともに、英国とは25年7月に防衛装備品等の共同開発等に係る枠組みを締結し、化学防護衣の性能評価手法に関する共同研究に着手した。また、フランスとは25年6月に防衛装備品等の分野における協力を扱う対話の枠組みを創設することに合意し、本事業を着実に推進している。

(2) 今後の予定

米英を始めとする諸外国との国際共同開発・生産を積極的に推進する。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局システム装備課

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

野外通信システムのフォローアップの開発

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、野外通信システム及び野外型指揮システムを一体化するとともに、最新技術の反映による量産単価の低減を図りつつ、統合通信等の機能向上を図るための野外通信システムのフォローアップに関する開発を行うものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価(事前の事業評価)の結果を踏まえ、野外通信システムの量産単価の低減、別システムとして整備していた野外型指揮システムのうち師団等指揮システム及び基幹連隊指揮統制システムと野外通信システムとの一体化、統合通信等の機能向上が実現できることから、平成25年度概算要求を実施したが、厳しい財政状況を踏まえ、一部の統合通信については別事業として実施することとされたものの、野外通信システム及び野外型指揮システムの一体化に係る経費については平成25年度予算計上を見送ることとなった。

(2) 今後の予定

野外通信システム及び野外型指揮システムの一体化は、引き続き陸・海・空各自衛隊及び米軍との間のより効率的な運用の強化に資するものと考えられることから、既存の野外通信システムの有効活用による実現手法の見直しを行ったうえで、関係する事業について平成26年度予算を計上しているところ。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局システム装備課

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

新艦対艦誘導弾の開発

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、90式艦対艦誘導弾（以下「SSM-1B」という。）の後継として、射程の延伸及び誘導精度の向上等を図るとともに、陸自12式地对艦誘導弾とのファミリー化により開発費及び初度費の低減を図った新艦対艦誘導弾の開発を行なうものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）を踏まえ、現有の装備品であるSSM-1Bと比較して、射程の延伸、目標情報更新機能の追加及び誘導精度等の能力の向上が図られるため、洋上における敵水上艦艇の効果的な攻撃が可能となることから、平成25年度予算に計上し、平成25年度から開発に着手したところ。

(2) 今後の予定

今後は、事業を着実に進めることにより、長距離飛しょう技術及び艦上発射技術といった技術課題を解明し、防衛力整備上の所要の実現に資するものと考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局艦船武器課

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

装輪155mmりゅう弾砲の開発

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、現有の牽引式りゅう弾砲（FH70）の減勢に対応するため、射撃・陣地変換の迅速化、戦略機動性の向上及びネットワーク化を図った装輪自走砲を開発するものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施する。また、この事業を推進していくため、1名増員要求を実施する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、平成25年度予算に計上し、平成25年度から開発に着手しているところ。平成25年度は、ライフサイクルコストの精査を行った上で次の試作フェーズに移行する必要があるとの判断から、試作（その1）でシステム設計を行うことにより更なるライフサイクルコストの精緻化を実施していく予定である。

なお、平成25年度においては職員の増員は認められなかったため、業務の効率化により対応を図っているところ。

また、本事業は装輪式の155mmりゅう弾砲を開発する事業であることから、より分かりやすい項目名とするため、項目名を「火力戦闘車の開発」から「装輪155mmりゅう弾砲の開発」に変更した。

(2) 今後の予定

今後は、事業を着実に進めることにより、更なるライフサイクルコストの精緻化並びにシステム化技術、軽量化技術及び発射反動低減・分散技術に関する技術課題を解明し、防衛力整備上の所要の実現に資する開発を行う。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局艦船武器課

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

自律型水中航走式機雷探知機の開発

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、自律的に水中を航走することにより無人化及び遠隔化を実現し、自艇の安全性を向上するとともに、能力向上が図られた機雷の探知能力、類別能力等を持つ自律型水中航走式機雷探知機を開発するものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施する。また、この事業を推進していくため、1名増員要求を実施する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、能力向上した機雷に対応するため、早期に自律型水中航走式機雷探知機の装備化が必要であることから、平成25年度から開発に着手しているところ。

また、本事業を推進させるために、平成25年度には職員の増員を図り、当該事業の調整等に当たらせることにより、計画に遅滞なく事業を推進させているところである。

(2) 今後の予定

今後は、事業を着実に進めることにより、低・高周波合成開口ソナー同時運用による機雷探知技術及び合成開口ソナーと水中航走体のシステムインテグレーション技術に関する技術課題を解明し、防衛力整備上の所要の実現に資する開発を行う。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

将来三胴船基礎技術の研究

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、将来多用途に運用可能な艦艇を実現するため、高速航走性能及び低動揺性能を有し、かつ排水量に比して広い甲板面積を確保できる艦艇用の高速三胴船に関する研究を実施するものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施する。また、この事業を推進していくため、1名増員要求を実施する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、引き続きヘリコプターの運用又は無人機の多数機運用が可能で、機動性が高く哨戒、掃海等の多用途性を確保できる艦艇を実現するため、三胴船に関する研究を実施する必要があることから、平成25年度予算に計上し、平成25年度に研究に着手したところ。

また、本事業を推進するために、平成25年度には職員の増員を図り、当該事業の調整等に当たらせることにより、計画に遅滞なく事業を推進させているところである。

(2) 今後の予定

今後は事業を着実に進めることにより、流体力学的性能に対する船型最適化技術、構造最適化技術といった技術課題が解明され、三胴船の設計をするための基礎技術の確立に資するものと考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

潜水艦用構造様式の研究

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、海上自衛隊の潜水艦のように大型で深深度の水圧に対応した耐圧殻構造様式に関する研究を実施するものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施する。また、この事業を推進していくため、1名増員要求を実施する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、潜水艦大型化及び潜水艦耐圧殻重量増の抑制並びに長区画長化による装備品のぎ装効率化が必要であることから、平成25年度予算に計上し、平成25年度から研究に着手しているところ。

また、本事業を推進するために、平成25年度には職員の増員を図り、当該事業の調整等に当たらせることにより、計画に遅滞なく事業を推進させているところである。

(2) 今後の予定

今後は事業を着実に進めることにより、全体圧壊予測技術、フレーム形状評価技術といった技術課題が解明され、潜水艦の大型化及び重量増の抑制などを図ることが可能になり、将来の潜水艦の設計に資するものと考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

哨戒機搭載システムの対潜能力向上の研究

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、2020年代以降の潜水艦の静粛化、高性能化及び行動海域の拡大に対し、哨戒機の対潜能力の優位性を確保するため、音響システム及び非音響システムの能力向上を図るとともに、能力向上に伴い増大するセンサ情報及び戦術情報を効率的かつリアルタイムで処理が可能な戦闘指揮システムに関する研究を行なうものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施する。」としたところ。

非音響システム：レーダや光波システムのことを指す。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、引き続き音響システム、非音響システム及び戦闘指揮システムの能力向上が必要であることから、平成25年度予算に計上し、平成25年度から研究に着手しているところ。

(2) 今後の予定

今後は事業を着実に進めることにより、音響システムにおける音源波形改善技術、非音響システムにおける海面流ベクトル推定技術、戦闘指揮システムにおける情報融合技術といった技術課題を解明し、静粛化及びステルス化した潜水艦の探知機会の増加、浅海域における探知及び追尾性能の向上並びに搭乗員の戦術判断支援が可能になり、将来の哨戒機の対潜能力向上に資するものと考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーションの研究

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、航空機に搭載した小型赤外線センサによる弾道ミサイル警戒監視システムの実現に必要なシステムインテグレーションの研究である。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施するとともに、本事業推進のため増員1名を要求する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、引き続き弾道ミサイル等の警戒監視能力等の整備に対する要求が高まっており、常時継続的な警戒監視等を行う滞空型無人機システムが必要であることから、平成25年度から研究に着手しているところ。

なお、平成25年度における職員の増員は認められなかったため、業務の効率化により対応を図っているところ。

また、平成25年度予算では、長時間滞空する性能の必要性が認められなかったことから、研究内容の見直しを行なうとともに、項目名を「滞空型無人機システムの研究」から「航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーションの研究」に変更した。

(2) 今後の予定

今後は、事業を着実に進めることにより、航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーション技術に関する技術課題を解明し、我が国の防衛技術基盤が強化され、将来の航空機的能力向上に資するものと考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

戦闘機用エンジン要素の研究

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、将来の戦闘機において、ステルス性及び高高度/高速戦闘能力を確保するために必要となるスリム化と大出力化を両立させた戦闘機用エンジン要素の研究である。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施するとともに、本事業推進のため増員1名を要求する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、引き続きステルス性と高高度/高速戦闘能力を有する将来の戦闘機には、スリム化と大出力化を両立させた戦闘機用エンジンを実現することが必要であることから、平成25年度予算に計上し、平成25年度から研究に着手しているところ。

また、本事業を推進するために、平成25年度には職員の増員を図り、当該事業の調整等に当たらせることにより、計画に遅滞なく事業を推進しているところである。

(2) 今後の予定

今後は、事業を着実に進めることにより、戦闘機用エンジンに関する高圧力比ファン技術、高負荷低圧タービン技術、高温化コアエンジン技術といった技術課題を解明し、我が国の防衛技術基盤が強化され、将来の航空機の能力向上に資するものと考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

ウェポンリリース・ステルス化の研究

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、将来戦闘機のステルス性を向上させるために必要なウェポン内装システムの研究である。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施するとともに、本事業推進のため増員1名を要求する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、引き続きステルス性及び高機動性を兼ね備えた戦闘機に対する要求が高まっており、ウェポン内装化によってRCSを低減し、ウェポン搭載時の機体の空気抵抗を低減することにより、優れた高速性能を実現することが必要であることから、平成25年度予算に計上し、平成25年度から研究に着手しているところ。

なお、平成25年度における職員の増員は認められなかったため、業務の効率化により対応を図っているところ。

RCS：Radar Cross Section（レーダ反射断面積）

(2) 今後の予定

今後は、事業を着実に進めることにより、ウェポン内装システムに関するウェポン内装ベイ形状技術及びウェポン内装機構技術といった技術課題を解明し、我が国の防衛技術基盤が強化され、将来の航空機の能力向上に資するものと考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

先進RF自己防御シミュレーションの研究

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、将来の戦闘機に搭載し、高脅威化する航空機、ミサイル等から発せられる電波を全球にわたり受信して警戒及び妨害することにより、自機の残存性を高めるためのRF¹自己防御システムの構成要素であるESM²の広帯域化、全球覆域化及びESMアンテナのステルス化の検討を行うとともに、将来のRF自己防御システムの性能検討のためのシミュレーションに関する研究を行なうものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施する。また、この事業を推進していくため、1名増員要求を実施する。」としたところ。

1 RF：Radio Frequency（高周波電磁波）

2 ESM：Electronic Support Measure（電子支援対策）

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、近年、戦闘機を探知及び攻撃する各種兵器システム（戦闘機、空対空ミサイル及び地对空ミサイルシステム）の技術的発展は著しく、脅威動向及び技術動向から、特にステルス技術を適用した兵器システムの脅威が増大しつつあり、RF自己防御システムに関する研究を実施する必要があることから、平成25年度予算に計上し、平成25年度から研究に着手しているところ。

なお、平成25年度においては職員の増員は認められなかったため、業務の効率化により対応を図っているところ。

(2) 今後の予定

今後は、事業を着実に進めることにより、RF自己防御システムに関する反射抑圧方探処理技術や機体アンテナ一体化技術といった技術課題を解明し、我が国の防衛技術基盤が強化され、将来の戦闘機の能力向上に資するものと考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成24年7月～平成24年9月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

サイバー演習環境構築技術の研究

(2) 評価の方式

事前の事業評価

2 事業の概要

本事業は、指揮システムを対象として、サイバー攻撃発生時においても部隊運用を継続するとともに、被害の拡大を防止するなどの事後対処能力の練度向上を目的としたサイバー演習環境の構築技術に関する研究を実施するものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「平成25年度概算要求を実施する。また、この事業を推進していくため、2名増員要求を実施する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事前の事業評価）の結果を踏まえ、防衛省・自衛隊では、サイバー攻撃発生時においても、指揮システムのサービスを維持し、部隊運用を可能とすることが求められており、指揮システムを模擬した環境上でサイバー攻撃対処の練度向上を図るためのサイバー演習環境構築に関する研究を実施する必要があることから、平成25年度予算に計上し、平成25年度から研究に着手しているところ。

なお、平成25年度における職員の増員は認められなかったため、業務の効率化により対応を図っているところ。

(2) 今後の予定

今後は、事業を着実に進めることにより、サイバー演習環境の構築に関する中央システム等模擬技術、サイバー攻撃模擬技術、サイバー攻撃対処技術及びサイバー攻撃対処評価技術といった技術課題を解明し、我が国の防衛技術基盤が強化され、将来のサイバー攻撃発生時等の事後対処能力向上に資するものと考えられる。

中間段階の事業評価

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：人事教育局衛生官

評価実施時期：平成25年4月～平成25年11月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

看護師養成課程の4年制化

(2) 評価の方式

中間段階の事業評価

2 事業の概要

現在、陸上自衛隊及び防衛医科大学校病院に勤務する看護師は各々の高等看護学院(3年制)で養成しているが、国際平和協力活動の本来任務化に伴う医療支援レベルの高度化及び多様化、ゲリラ及び特殊部隊による攻撃、NBC(Nuclear, Biological, Chemical)テロ等の各種事態における的確な衛生支援の必要性の増大、災害派遣における被災者への直接的な医療支援の拡大、第3次救急病院、災害拠点病院等に勤務し高度先進医療に従事すること等、防衛省・自衛隊に勤務する看護師の役割は拡大している。

このような看護師の役割拡大に対応するため、現在の自衛隊中央病院高等看護学院(看護師である自衛官となるべき者の養成、定員100名/年)及び防衛医科大学校高等看護学院(看護師である技官となるべき者の養成、定員80名/年)の両3年制看護師養成課程を防衛医科大学校に一元化し、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に準拠する4年制課程として医学教育部に看護学科を新設し、「防衛看護学コース」(看護師である自衛官となるべき者、定員75名/年)及び「一般看護学コース」(看護師である技官となるべき者、定員45名/年)を設置し、同基準を満たす教授等48名を配置することにより、教育等の充実を図り看護師の資質及び能力の一層の向上を図るとしたところ。

これらを達成するため政策評価書においては「政策の反映の方向性」として、現在の自衛隊中央病院及び防衛医科大学校の両3年制看護師養成課程を防衛医科大学校に一元化し、大学設置基準に準拠する4年制課程として、「防衛看護学コース」(看護師である自衛官となるべき者、定員75名/年)及び「一般看護学コース」(看護師である技官となるべき者、定員45名/年)を新設し、同基準を満たす教官数(教授8名、准教授10名、講師10名及び助教20名)を配置することにより、教育等の充実を図り、高度化、複雑化及び多様化する任務に対応できる看護師を安定的に確保する。また、平成26年度に防衛医科大学校に4年制看護師養成課程を新設するため、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)、自衛隊法(昭和29年法律第165号)等の所要の改正を行い、予算については、既存の防衛医科大学校及び防衛医科大学校高等看護学院の教育施設等を最大限有効活用した上で不足する教育施設等の整備等のため、平成25年度概算要求に工事等に必要な経費を盛り込み、効率化を図りつつ平成25年度に必要な組織定員要求を行うとしたところである。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

平成24年度の政策評価の結果を踏まえ、自衛隊法等の関連規則の改正をし、24年度及び25年度において、必要な教育施設等の予算を計上した。

また、本事業を推進するために、平成24年度に教授1名、講師1名、平成25年度に教授1名、准教授2名、講師1名の増員を図り、防衛医科大学校医学教育部看護学科(仮称)設立準備に専属で担当させることにより、計画に遅滞なく事業を推進しているところである。

(2) 今後の予定

今後は、事業を着実に進めることにより、高度化、複雑化及び多様化する任務に対応できる看護師を安定的に確保できる。

また、平成26年4月に防衛医科大学校医学教育部看護学科(仮称)を開講するため、平成26年度要求として、機構要求を行っているところである。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：人事教育局人材育成課
評価実施時期：平成24年4月～平成24年8月
報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

再就職援護施策の更なる拡充

(2) 評価の方式

中間段階の事業評価

2 事業の概要

自衛隊では精強性を保つため、若年定年制及び任期制という制度を採用し、一般の公務員とは異なり50歳代半ば（若年定年制自衛官）及び20歳代（大半の任期制自衛官）で退職することとなっており、これらの自衛官に対し退職後の生活基盤の確保などのために再就職の支援を実施している。

これまでは既存の援護施策の下で、毎年度援護希望者のほぼ100%の再就職を達成しているものの、数年前からの士の増勢施策の影響による任期制自衛官の再就職支援数の増加、女性自衛官向けの新規企業開拓のための施策の検討、社会における退職自衛官の有効活用、公的部門の受入れを含む就職援護施策の推進、早期退職制度の導入が定められたこと、また民間企業に65歳までの継続雇用が義務付けられる方向にあること等を受け、就職援護施策の更なる拡充を図るとしたところ。

これらの新たな目標を達成するため、政策評価書においては「政策等への反映の方向性」として、本事業推進のため「人材育成課援護企画室の増員を要求する」としたところである。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（中間段階の事業評価）の結果を踏まえ、引き続き自衛隊の精強性を保ち、優秀な人材を確保するため、援護企画室の増員を図り本事業推進のための体制を強化した。

これにより、早期退職募集制度により退職が予定されている若年定年自衛官に対する就職援護施策の検討を行い、援護業務を規定する事務次官通達「自衛隊退職予定隊員に対する就職の援護業務について（防人2第1456号。53.3.30）」について所要の改正を実施した。

また、女性自衛官向けの新たな技能訓練科目の設定及び任期制自衛官に対する通信教育枠数の拡大についての検討を行い、所要の予算を計上するとともに、長年培った防災及び危機管理の知識・経験の活用を図るという観点から、自治体等の防災担当分野をはじめとする公的部門における更なる活用についても検討を行っている。

(2) 今後の予定

一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化すること等により、再就職支援を推進する。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：地方協力局沖縄調整官

評価実施時期：平成24年4月～平成24年8月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

平成24年4月の日米安全保障協議委員会共同発表を受けた沖縄における米軍再編事業の迅速かつ着実な実施

(2) 評価の方式

中間段階の事業評価

2 事業の概要

本事業は、平成18年5月の日米安全保障協議委員会（SCC）共同発表「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づく米軍再編事業に関し、平成24年4月のSCC共同発表により計画の調整が合意されたことを踏まえ、沖縄における米軍再編事業（普天間飛行場の移設及び嘉手納飛行場以南の土地の返還）を迅速かつ着実に実施するものである。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「普天間飛行場の移設及び嘉手納飛行場以南の土地の返還を同時並行的に進めていくため、関係府省との連携、対米協議及び地元自治体との調整を行う人員を増員する機構・定員要求を行い、沖縄の目に見える負担軽減の実現に取り組んでいくこととする」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

沖縄における米軍再編事業については、平成25年4月に「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を公表し、嘉手納飛行場以南の6施設・区域（普天間飛行場を含む）について、平成24年4月のSCC共同発表の3つの区分に従い、それぞれの区域ごとに返還のための条件、手順、返還時期等を示し、沖縄の基地負担軽減への道筋を示した。

平成25年度において、沖縄調整官再編推進室の部員、専門官及び係長の3名の増員を行い、嘉手納飛行場以南の土地の返還を担当させることにより、普天間飛行場の移設と嘉手納飛行場以南の土地の返還を同時並行的に進める態勢が整った。これにより、関係府省との連携、対米協議及び地元自治体との調整を円滑に行うことが可能となり、沖縄の目に見える負担軽減の実現に向けて着実に事業を実施しているところである。

具体的には、統合計画の公表以降、「必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域」を中心に早期返還に向けて取り組んできたところであり、現在までに、4事案の全てについて返還に向けた道筋がついた。特に、平成25年8月には、牧港補給地区の北側進入路の返還が実現した。

また、普天間飛行場の移設に係る政府の考え方については、地元の理解を得られるよう努めてきたところであり、平成25年12月には、沖縄県知事から代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認を得たところである。

(2) 今後の予定

今後は、「必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域」の返還を中心に着実に進め、普天間飛行場をはじめとする嘉手納飛行場以南の土地の一日も早い返還を実現していく。

長年にわたり米軍が使用してきた土地が日本側に返還され、跡地利用が進めば、沖縄の目に見える負担軽減を沖縄県民に実感していただくことができるようになる。また、こうした取組み等を通じ、普天間飛行場の移設問題に関する政府の考え方について、沖縄県民の理解を得るよう、引き続き努力していく。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：地方協力局施設管理課
評価実施時期：平成24年7月～平成24年8月
報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴う体制の強化

(2) 評価の方式

中間段階の事業評価

2 事業の概要

本事業は、駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴う体制の強化に関する施策である。

沖縄県の駐留軍用地の返還については、平成24年4月1日に「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(平成7年法律第102号。)が施行されたことに伴い、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるようにするため、当該土地の全域について、駐留軍の行為に起因するものに限らず当該土地を利用する上での土壌汚染等の支障の除去に関する措置(以下「支障除去措置」という。)を確実に講じてから、土地所有者等に引渡す必要がある。

そのため、業務量が量的及び質的に増大したことに加え、今後、大規模な施設及び区域の返還が予定されていることを踏まえると、迅速かつ適切に業務を処理するための十分な人員が必要である。また、沖縄県の土地資源の有効かつ適切な利用は、自立的な発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤となることから、駐留軍用地の有効かつ適切な利用を推進していくための体制の強化及び充実が急務であり、今後予定されている施設及び区域の大規模返還に適切かつ確実に対応することは、今後の防衛施設行政の円滑な推進に必要不可欠であるため、平成25年度機構・定員要求において、返還対策室の新設及び所要の増員要求を行うこととしたところである。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価(中間段階の事業評価)の結果を踏まえ、引き続き支障除去措置を確実に実施するため、返還予定事案の進捗状況の把握及び迅速かつ適切な業務処理を進めて行く予定である。

また、沖縄県の駐留軍用地の有効かつ適切な利用を推進していくため、平成25年度には、職員2名の増員を図り、返還関係業務に専属で担当させることにより、返還後の跡地利用計画に支障を及ぼさないよう支障除去措置を確実に実施しているところである。

(2) 今後の予定

今後は、駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴う体制をより一層着実に強化することにより、駐留軍用地の跡地利用計画を踏まえた支障除去措置の確実な実施及び防衛施設行政の円滑な推進に資するものと考えられる。

また、沖縄県の土地資源の有効かつ適切な利用は、自立的な発展及び豊かな生活環境の創造効果があると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：運用企画局情報通信・研究課情報システム室

評価実施時期：平成24年3月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

防衛省中央OAネットワーク・システムの整備・運用

(2) 評価の方式

中間段階の事業評価

2 事業の概要

この事業は、行政事務の基盤的なシステムである省OAシステムについて、システムの最適化を推進するため、電子メールサーバ等の集約、設計・構築作業等の一元化等によりコストを削減しつつ安全性の強化を図ったものである。

政策評価書においては、総合的評価として「課題・問題点の解決を図りながら引き続き実施する必要がある」としたところである。

政策評価書における課題・問題点

安全性を確保しながら部外系システムに電子メールが来着したことを部内系システムに通知する機能等のあり方について、費用対効果を考慮し、検討する。

部外系システムにおいて大容量のファイルを扱う必要のある端末に対する柔軟なサーバ資源の割り当て方法のあり方について、費用対効果を考慮し、検討する。

業務継続性確保の観点から、バックアップの実施のあり方について、費用対効果を考慮し、検討する。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

省OAシステムについては、導入9機関の担当者による調整部会を定期的を開催することで、利用者の要望を把握し、運用の改善に努めているところである。

また、政策評価書における課題・問題点については、省OAシステムの構成自体を再検討する必要があるため、平成26年度において次期省OAシステムの調査・研究事業を実施し、当該事業の中で検討を行う予定である。

(2) 今後の予定

今後も調整部会等を通じて利用者の要望に適切に対応していくとともに、政策評価書における課題・問題点を平成26年度に実施する次期省OAシステムの調査・研究事業において検討し、その結果を次期省OAシステムの構築に反映させる予定である。

事後の事業評価

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：地方協力局施設管理課用地取得室

評価実施時期：平成24年7月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

(1) 概要

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。

このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。

(2) 特例の内容

駐留軍の用に供する土地等が、国により買収され又は駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は収用され、土地等の所有者が補償金等を取得し、その補償金等により代替資産の取得をした場合、個人にあっては、取得した補償金等の額がその代替資産の取得価額以下であるときは、その譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等、法人にあっては、譲渡益の額（圧縮限度額）の範囲内でその代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、引き続き本租税特別措置を継続することは、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることに資するものであり、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。

(2) 今後の予定

引き続き、本租税特別措置を継続する。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：地方協力局施設管理課用地取得室

評価実施時期：平成24年7月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

(1) 概要

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。

このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。

(2) 控除の内容

駐留軍の用に供する土地等が、国により買収され又は駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は収用され、土地等の所有者が補償金等を取得した場合、個人にあっては、租税特別措置法第33条又は第33条の2の規定の適用を受けないとき等の一定の要件を満たす場合に限り譲渡所得から5,000万円を特別控除し、法人にあっては、租税特別措置法第64条等の規定の適用を受けないとき等の一定の要件を満たす場合に限り、5,000万円を損金の額に算入することができる等の特例措置である。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、引き続き本租税特別措置を継続することは、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることに資するものであり、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。

(2) 今後の予定

引き続き、本租税特別措置を継続する。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：地方協力局施設管理課用地取得室

評価実施時期：平成24年7月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

(1) 概要

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。

このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、駐留軍用地特措法に基づき収用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。

(2) 特例の内容

駐留軍の用に供する土地等が、駐留軍用地特措法の規定に基づき収用され、個人又は法人の土地等が交換処分等されたことにより、当該資産と同種の資産を取得する場合、個人にあっては、収用、買取り又は交換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等、法人にあっては、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（圧縮限度額）の範囲内でその交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、引き続き本租税特別措置を継続することは、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることに資するものであり、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。

(2) 今後の予定

引き続き、本租税特別措置を継続する。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：地方協力局施設管理課用地取得室

評価実施時期：平成24年7月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

(1) 概要

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。

このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。

(2) 特例の内容

駐留軍の用に供する土地等が、駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は収用され、個人又は法人の土地等が収用の対償に充てるため買い取られた場合、個人にあっては、その譲渡所得から1,500万円を控除、法人にあっては、その譲渡所得から1,500万円を損金の額に算入する等の特例措置である。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、引き続き本租税特別措置を継続することは、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることに資するものであり、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。

(2) 今後の予定

引き続き、本租税特別措置を継続する。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局システム装備課

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

新野外通信システムの開発

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、方面隊電子交換システム、師団通信システム及び各種機能別無線機の後継として方面隊、師団等に装備し、方面隊、師団等の指揮、統制及び情報伝達のための通信を継続的に確保するために使用する新野外通信システムに関する開発を行なったものである。

平成23年度に実施された装備審査会議において、「新野外通信システムは、陸上自衛隊の要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認める。名称は、「野外通信システム」とすることが妥当である。」旨答申された。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「野外通信システムの装備を平成24年度から行う。なお、同システムの一部である広帯域多目的無線機の装備を平成23年度から行っている。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、野外通信システムを平成24年度から装備している。平成25年度以降も引き続き師団等に野外通信システムの装備を行う予定である。

(2) 今後の予定

今後は、方面隊、師団等の指揮、統制及び情報伝達のための通信が継続的に確保されることが可能となるため、部隊の情報共有能力の強化に資するものと考えられる。また、本開発の成果を基に平成26年度から野外指揮・通信システムの一体化技術の研究に着手し、野外指揮システムの機能をソフトウェア化して取り込むことで、更なる情報共有能力の強化に取り組む予定である。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局システム装備課

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

88式地对艦誘導弾システム(改)の開発

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、88式地对艦誘導弾の後継として、地对艦ミサイル連隊に装備し、洋上の艦船を撃破するために使用する装備品として、現有装備品から射撃に関する能力及び残存性の向上を図った88式地对艦誘導弾(改)の開発を行ったものである。

平成23年度末に実施された装備審査会議において試験結果について審議を行った結果、「陸上自衛隊の要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認められ、名称は「12式地对艦誘導弾」とすることが妥当。」とされた。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「88式地对艦誘導弾の後継として、12式地对艦誘導弾の整備を平成24年度から行なう。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価(事後の事業計画)の結果を踏まえ、平成24年度から12式地对艦誘導弾の整備を進めているところである。

(2) 今後の予定

平成25年度から実施する「新艦対艦誘導弾の開発」においては、本事業の開発成果を活用し、ファミリー化を図ることで開発費及び初度費の低減を図る。本事業を通して得られた技術の共有及び技術・部品の活用は、新艦対艦誘導弾の射程の延伸及び誘導精度の向上等に関する技術課題の解明に大きく寄与し、防衛力整備上の所要の実現に資すると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局艦船武器課

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

魚雷防御システムの開発

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、水上艦及び潜水艦に装備し、高いTCCM機能を持ち高速で攻撃してくる魚雷から自艦を防御する魚雷防御システムに関する開発であり、平成11年度から平成17年度まで試作を実施し、平成13年度から平成23年度まで試験を実施したものであった。

平成18年度及び平成23年度に実施された装備審査会議において、装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）に基づき海上幕僚監部から実用試験成果報告がなされ、防衛省研究開発評価実施要領に示された、実用試験における要求性能の達成度、部隊における実用性に関する観点及び見積量産単価の達成度の観点からの評価を踏まえつつ、審議を行った結果、「海上自衛隊の要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認める。」旨答申された。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「水上艦への装備を平成19年度から、潜水艦への装備を平成24年度から行っている。」としたところ。

TCCM：Torpedo Counter Counter Measures（対魚雷防御）。魚雷防御策への対抗機能（手段）

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、水上艦への装備を平成19年度から、潜水艦への装備を平成24年度から行っている。

(2) 今後の予定

今後は、魚雷防御システムの水上艦及び潜水艦への装備を着実に進めることにより、防衛力整備上の所要の実現に資すると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局艦船武器課

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

新対潜用短魚雷の開発

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、水上艦及び航空機に装備し、浅海域から深海域までのあらゆる海域を行動する高性能潜水艦を攻撃するために使用する新対潜用短魚雷の開発であり、平成17年度から平成20年度まで試作を実施し、平成19年度から平成23年度まで試験を実施した。

平成23年度に実施された装備審査会議において、装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）に基づき海上幕僚監部から実用試験成果報告がなされ、防衛省研究開発評価実施要領に示された、実用試験における要求性能の達成度、部隊における実用性に関する観点及び見積量産単価の達成度の観点からの評価を踏まえつつ、審議を行った結果、「海上自衛隊の要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認める。名称は、「12式魚雷」とすることが妥当である。」旨答申された。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「現有の97式魚雷の後継として、12式魚雷の取得を平成24年度から行う。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、現有の97式魚雷の後継として、12式魚雷の取得を平成24年度から行っている。

(2) 今後の予定

今後は、12式魚雷の取得を着実に進めることにより、防衛力整備上の所要の実現に資すると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局航空機課

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

戦闘機搭載用IRST装置の開発

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、F-15近代化改修機に搭載（内装）し、電子戦環境下等における火器管制レーダの探知性能等の低下を補完し、目標の探知及び追尾のみならず搭載空対空ミサイルの射撃管制に使用する戦闘機搭載用IRST装置を開発するものであった。

平成22年度に実施された装備審査会議において、「航空自衛隊の要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認める。名称は、「IRST装置（F-15）」とすることが妥当である。」旨答申された。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本開発の結果として、電子戦環境下等における火器管制レーダの探知性能等の低下を補完し、目標の探知及び追尾のみならず搭載空対空ミサイルの射撃管制に使用する戦闘機搭載用IRST装置の開発を完了したことから、総合的評価を踏まえ、IRST装置（F-15）の整備をF-15の能力向上に合わせて行う予定である。」としたところ。

IRST：Infra-Red Search and Track（火器管制用の赤外線搜索追尾装置）

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、IRST装置（F-15）のF-15の能力向上に合わせた整備のための調査研究を平成27年度までの予定で空幕において進めているところ。平成23年度より航空自衛隊航空開発実験集団にて、IRST装置（F-15）の運用に向けた研究を実施したところ。

(2) 今後の予定

今後は、調査研究において、F-15近代化改修機に必要な能力向上について検討し、その成果を踏まえ、IRST装置（F-15）の整備をF-15の能力向上事業に合わせて実施する予定である。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局航空機課

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

空対空用小型標的の開発

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、空対空用ミサイル射撃訓練に使用している現有自律型標的（J/AQM-1）の一部を代替するため、標的母機（F-15）に搭載でき、小型軽量かつ低価格の標的を開発するものであった。

平成23年度に実施された装備審査会議調整部会において試験結果について審議を行った結果、「空対空用小型標的は、航空自衛隊の要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認める。名称は、「空対空用小型標的」とすることが妥当である。」とされた。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本開発の結果として、空対空用ミサイル射撃訓練に使用している現有自律型標的（J/AQM-1）の一部を代替する、小型軽量かつ低価格の標的の開発を完了したことから、空対空用小型標的の整備を平成24年度から行う。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、平成25年2月より量産機の整備を進めているところである。

(2) 今後の予定

今後は、量産機の整備を着実に進め、現有自律型標的の最大性能を必要としない訓練に本標的を活用することにより、標的取得経費を低減することによって、空対空ミサイル射撃訓練に係る訓練経費の低減に資するものと考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局航空機課

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

訓練用ECM装置J/A L Q - 5の能力向上に関する開発

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、電子支援訓練機EC-1に搭載し、航空警戒管制部隊のECMへの対処訓練を的確に実施するため、地上及び機上の航空警戒管制レーダ、地対空誘導弾レーダ等に対する訓練用ECM装置の能力向上を図ったものである。

平成22年度に実施された装備審査会議において試験結果について審議を行った結果、「航空自衛隊の要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認める。名称は「J/A L Q - 5改」とすることが妥当である。」旨答申された。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本開発の結果として、現有の装備品から使用周波数の広帯域化、送信電波の出力の向上等を実現し、訓練用ECM装置J/A L Q - 5の能力向上（名称は、「J/A L Q - 5改」）を完了したことから、現有の訓練用ECM装置の後継として、J/A L Q - 5改の運用を平成23年度から実施している。」としたところ。

ECM：Electronic Counter Measures（レーダに対する電波妨害）

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、航空自衛隊の航空警戒管制部隊等において定期的に行っている地上及び機上の航空警戒管制レーダ、地対空誘導弾レーダ等に対するECMへの対処訓練にて、J/A L Q - 5改を運用しているところである。

(2) 今後の予定

今後は、新しい警戒管制レーダ等の電波妨害訓練にも対応可能な性能向上が図られたJ/A L Q - 5改をECMへの対処訓練に着実に活用することにより、将来にわたってECM対処能力の維持及び向上に資するものとする。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局航空機課

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

無人機研究システムの開発

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、無人で自律飛行し、映像情報等のデータを収集及び伝達し、自動着陸帰投する無人機について、高速自動滑走着陸技術及び映像偵察システム技術を確立し、無人機（固定翼）の運用等の研究に供する無人機研究システムを開発するものであった。

平成24年度に実施された装備審査会議において「航空自衛隊の要求性能を満足し、研究用途の無人機として部隊の使用に供し得ると認める。名称は、「無人機研究システム」とすることが妥当である。」旨答申された。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本開発の結果として、無人で自律飛行し、映像情報等のデータを収集及び伝達し、着陸帰投する無人機について、高速自動滑走着陸技術及び映像偵察システム技術を確立し、無人機（固定翼）の運用等の研究に供する無人機研究システムの開発を完了したことから、無人機研究システムを用いて、主として偵察情報を収集する無人機の効果的な運用方法及び無人機装備化に必要な態勢整備等に関する資を得る研究を平成25年度から行う予定である。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、平成25年度より航空自衛隊飛行開発実験団にて、航空偵察に係る装備品の基礎的運用研究を実施しており、効果的なりアルタイム伝送及び映像情報の取得に関する研究を実施しているところである。

(2) 今後の予定

今後は、無人機研究システムを用いて、有人機と無人機の協調技術を確立するための研究を行なう予定であり、着実に研究を進めることにより、無人機の効果的な運用方法及び無人機装備化に必要な態勢整備等に資すると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

光波自己防御システムの研究

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、輸送機等の大型機及びヘリコプタ（以下「大型機等」という。）に対する赤外線誘導方式の携行型地对空誘導ミサイルの脅威に有効に対処し得る光波自己防御システムに関する研究を実施するものであった。

平成24年度に技術評価委員会評価部会において「(大型機等が)赤外線誘導方式の携行型地对空誘導ミサイルに対処するために必要な大型機等の振動環境への適用、ミサイル警戒装置との接続、ミサイルシーカの種類に応じた妨害に関する技術を確立し、それらの有効性を飛行試験等により確認できたと評価できる。」旨の評価を受けた。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「成果は航空機の自己防御等に関する研究等に反映する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、本研究の成果を今後の大型機等の脅威対処に関する検討に反映させているところ。

(2) 今後の予定

今後は、本研究の成果を基に大型機等の自己防御に関する検討を行うことにより、今後の防衛力整備上の所要の実現に資すると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

シミュレーション統合技術の研究

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、将来の各装備システムの研究開発の方向性を検討するため、脅威を想定した場面を仮想空間上に構築するとともに、対象とする装備システムについて各々の装備品等の性能及び諸元を把握し仮想空間上にモデル化することでシミュレーションを行うシミュレーション統合システムに関する研究を行なうものであった。

平成24年度に技術評価委員会評価部会において「本研究において、シミュレーション統合システムによる定量的な検討結果の妥当性が示されたことから、本研究の成果は、将来の各装備システムの研究開発の方向性の効果的な検討に重要な役割を果たしていくとともに、我が国の技術基盤の育成に貢献するものと思料する。」旨の評価を受けた。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本事業の成果であるシミュレーション統合システムの普及活動を引き続き行い、将来の各種装備システムの研究開発の方向性検討等の活用推進に積極的に取り組む。」としたところ。

仮想空間：コンピュータによって生成した戦闘空間

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、本事業の成果である高度に統合化されたモデリング&シミュレーションを有効に活用した効率的な研究開発を推進しており、シミュレーション統合システムの普及活動を行うとともに、効率的な研究計画の策定のため活用を図っているところである。

(2) 今後の予定

今後は、モデリング&シミュレーションの普及を着実に推進し、本研究の成果を今後の研究開発の実施において活用することで、より効率的な研究開発の実施に資するものと考えられる。また、これに資するモデリング&シミュレーションの研究をさらに進展させる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

将来アビオニクスシステムの研究

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、将来の複雑化する戦闘環境及び組織戦闘への対処を図るため、情報処理機能の統合化、複数異種センサの動作制御、統合信号処理¹等が可能な将来アビオニクスシステム²に関する研究を行うものであった。

平成24年度に実施された技術評価委員会評価部会において「パイロット・イン・ザ・ループ³による交戦シミュレーションにより、アビオニクスシステムの性能・構成等を変更した場合の交戦効果の比較が可能となったことから、本研究の成果は将来のアビオニクスシステムの研究開発事業において重要な役割を果たしていくとともに、我が国の技術基盤の育成に貢献するものと思料する。」旨の評価を受けた。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本事業の成果は、将来戦闘機に関する検討に反映させることとし、本研究のパイロット・イン・ザ・ループによる交戦シミュレーションが可能なシミュレータにより、アビオニクスシステムの構成検討、戦技及び戦法の検討等に活用していく。」としたところ。

- 1 統合信号処理：複数異種センサから得られたデータに対するデータ融合及び統合表示を行うための信号処理のこと。
- 2 アビオニクスシステム：航空機に搭載されるレーダ、コンピュータ、ネットワーク等の電子機器により構成されるシステムのこと。
- 3 パイロット・イン・ザ・ループ：シミュレーションのループの中に、人間（パイロット）が介在して、シミュレーションを実施すること。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、本研究の成果を、平成22年度から着手し、レーダ反射断面積が低減した航空機等の探知及び対処を可能とするための先進統合センサ・システムの研究といった将来戦闘機に関する研究において活用しているところ。

(2) 今後の予定

今後は、本研究の成果を、将来戦闘機に関する将来の研究開発事業において着実に活用していくことで、シミュレータを用いた効率的な研究開発が可能となり、将来戦闘機の能力向上に資すると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

弾道シミュレーション技術の研究

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、火砲の射撃時における砲内から弾着時の爆風破片生成までの弾丸の弾道全般をシミュレートし、高精度な弾道予測を行うことにより、火砲及び弾薬のコンセプト検討、試験評価等が可能となる弾道シミュレータに関する研究を実施するものであった。

平成24年度に実施された技術評価委員会評価部会において、「本研究試作及び所内試験の成果により、滑腔砲及び施条砲について、砲内弾道から終末弾道までの弾道予測に使用し得る弾道シミュレーション技術が得られた。今後、適用範囲を順次拡張して、火砲及び弾薬のコンセプト検討及び試験評価において積極活用し、研究開発を効率的に実施していくことが必要である。」旨の評価を得た。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本事業の成果は、今後の火砲及び弾薬に関する研究開発に活用する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、平成22年度から着手し、軽量コンパクトでありながら、火力、防御力、機動力を有する多機能な戦闘車両を軽装備・少人数の部隊とネットワークで接続することで、新たな脅威や多様な事態に弾力的に対応する軽量戦闘車両システムの研究において、試験弾の設計及び試験評価に反映しているところ。

(2) 今後の予定

今後は、本研究の成果を将来の火砲及び弾薬に関する研究開発に反映し、シミュレータを活用することで、今後の火器弾薬に関する研究開発の効率的な実施が可能となり、将来の火砲及び弾薬の能力向上に資すると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

車両搭載用リモートウェポンステーションの研究

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、主として小型の装輪車両に搭載し、各種事態において乗員が車内から遠隔操作することで、安全を確保しつつ小火器等を射撃する車両搭載用リモートウェポンステーションに関する研究を実施したものである。

平成24年度に実施された技術評価委員会評価部会において、「研究試作及び所内試験の成果により、主に小型の装輪車両に搭載でき、乗員が車内から遠隔操作により目標を捜索し、照準、射撃可能な車両搭載用リモートウェポンステーションに関する技術的知見が当初目標どおり得られ、火器関連技術基盤の育成に貢献する。」旨の評価を得た。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本事業の成果は、装輪車両の乗員の安全確保に関する検討に反映する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、本研究の成果を平成26年度に着手を予定し、96式装輪装甲車の後継として、国際平和協力活動、島しょ部侵攻対処等に伴う各種脅威に対応するため、防護力等の向上を図った装輪装甲車（改）の開発に係る検討に反映させているところである。

(2) 今後の予定

今後は、本研究の成果を装輪装甲車（改）の開発に着実に反映させることにより、装輪装甲車（改）の乗員の安全性確保に大きく寄与し、防衛力整備上の所要の実現に資すると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

機雷探知機の研究

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、埋没（埋設）機雷 を探知できる高解像度の埋没機雷探知技術に関する研究を実施したものである。

平成24年度に実施された技術評価委員会評価部会において「本研究の成果により、水中音響による埋没機雷探知並びに小型、軽量及び低消費電力化のための技術課題が解明され、将来の埋没機雷探知技術に関する技術資料が得られるとともに、我が国の技術基盤の育成に貢献できたものと思料する。」旨の評価を受けた。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本事業の成果は、自律型水中航走式機雷探知機の開発に反映される。」としたところ。

埋没機雷：機雷缶体全体が海底に埋もれている機雷

埋設機雷：自ら海底に埋もれる機能を有している機雷（意図して埋められた機雷を含む。）

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、本研究の成果を平成25年度に着手した自律型水中航走式機雷探知機の開発における水中音響による埋没機雷探知技術、並びに小型、軽量、低消費電力化技術に反映しているところ。

(2) 今後の予定

今後は、本研究の成果を自律型水中航走式機雷探知機の開発に着実に反映させることにより、効率的な開発の実施に大きく寄与し、防衛力整備上の所要の実現に資すると思われる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

対潜能力向上の研究

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、海上自衛隊で運用する回転翼哨戒機の対潜能力を向上させるため、回転翼哨戒機のマルチスタティック戦術¹を可能とするソーナーの信号処理²等に関する研究を実施するものであった。

平成24年度に実施された技術評価委員会評価部会において、「本研究で得られた成果により、回転翼哨戒機のマルチスタティック戦術及び潜水艦に対する探知及び類別技術に関する有意義な技術的知見が得られるとともに、我が国の技術基盤の育成に対する貢献が行われたものと思料する。」旨の評価を得た。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本事業の成果は、回転翼哨戒機（能力向上型）の開発に反映される。」としたところ。

- 1 マルチスタティック戦術：複数のソノブイ及びソーナーを組み合わせることで相互に音波の送受信を行い、潜水艦を探知する能力の向上を図った戦術。
- 2 信号処理：ソーナーが検知した音波からノイズの除去等を行い、目標から反射した信号のみを取り出す処理。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、今後着手を検討している回転翼哨戒機（能力向上型）の開発に向けた検討に反映しているところ。

(2) 今後の予定

今後は、本研究の成果を回転翼哨戒機（能力向上型）の開発に着実に反映させることにより、効率的な開発の実施に大きく寄与し、防衛力整備上の所要の実現に資すると考えられる。

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：経理装備局技術計画官

評価実施時期：平成25年1月～平成25年3月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

高精度火力戦闘システムの研究

(2) 評価の方式

事後の事業評価

2 事業の概要

本事業は、火力戦闘部隊に装備し、縦深にわたる火力戦闘及び近接戦闘部隊に密接に協力するために使用するとともに、ゲリラや特殊部隊による攻撃等の多様な事態に対応するために使用する高精度火力戦闘システムに関する研究を実施した。

平成24年度に実施された技術評価委員会評価部会において、「研究試作及び所内試験の成果により、砲弾用GPS・抵抗翼・減回転翼方式及びセミアクティブレーザ・操舵翼方式の2種類の弾道修正弾に関する技術的知見が当初目標どおり得られ、弾薬関連技術基盤の育成に貢献するものと評価できる。」旨評価を受けた。

政策評価書においては、政策等への反映の方向性として「本事業の成果は、弾道修正弾の継続的な検討に反映する。」としたところ。

3 政策への反映状況

(1) 反映状況

政策評価（事後の事業評価）の結果を踏まえ、研究の成果は将来の高精度な火力戦闘を実現するための弾道修正弾等の検討に活用しているところである。

(2) 今後の予定

今後は、本研究の成果を今後の高精度火力戦闘システムの検討に着実に反映させることにより、効率的・効果的な火力戦闘の実現に大きく寄与し、防衛力整備上の所要の実現に資すると考えられる。

総合評価

政策評価の結果の政策への反映状況報告

担当部局等名：運用企画局事態対処課

評価実施時期：平成23年9月～平成24年6月

報告時期：平成25年12月

1 施策等名

(1) 項目名

東日本大震災への対応

(2) 評価の方式

総合評価

2 事業の概要

本事業は、今後の震災対応はもとより、我が国有事を含む各種事態に対する防衛省・自衛隊の対応能力を強化するため、東日本大震災での活動を振り返り、平成23年8月に今般の震災への対応で得られた、意思決定、運用、各国との協力等10項目にわたる教訓事項を取りまとめたが、その示された課題等に対し、その後どのような取り組みが行われたかフォローアップし、政策への反映を図る。

3 政策への反映状況

項目	反 映 状 況 等	
意思決定	課題・問題点等	<p>効率的な勤務環境の確保、中央指揮所との調整、情報の一元化及び報告要領並びに関係省庁との情報共有及び調整の要領に課題があり、今後起こり得る各種事態へ対応できるよう、演習等を通じてこれらの課題について検討を進める必要がある。</p> <p>官邸の緊急参集チーム協議の参集が長期にわたったこともあり、運用企画局長の長期不在に伴う省内調整及び政策立案に少なからず影響があったため、一部他局長等が交代で対応することも検討する必要がある。また、将官級の自衛官により補佐し得る態勢検討の必要がある。</p> <p>多方面からの依頼に対し、優先度等についてあらかじめ部内の共通認識を図ることが必要である。</p> <p>リエゾンについては、より効果的な派遣のため、要員の指定、選定、派遣及び運用の要領等について、検討が必要である。</p>
定	反映状況	<p>平成24年度自衛隊統合防災演習及び政府総合防災訓練以降、実際に防衛省災害対策本部（シチュエーションルーム）を設置し、勤務要員、OA機器等を実際に展開し、また、政務三役の参加を得て、意思決定等の手順を演練。</p> <p>緊急参集チーム協議への出席者については、状況に応じ柔軟に対応（平成24年9月より、運用企画局担当審議官を2名体制へ変更）。</p>

意思決定	反映状況	<p>中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告(24.7.31)(以下、「防災対策推進検討会議最終報告」という。)において、各府省庁にまたがる課題について迅速な意思決定を行うため、緊急災害対策本部等の機能充実を図ることとされており、体制の検討等に協力。</p> <p>平成25年度に、統合幕僚監部に大規模災害派遣時におけるリエゾン関連業務等を担う「連絡調整課(仮称)」を新設予定。</p>
決定	今後の予定	<p>各機関へのリエゾンの要員指定・選定、派遣及び運用要領について、緊急災害対策本部等の機能充実に合わせ検討を継続。</p>
運用	課題・問題点等	<p>想定される各種事態に応じ、複数正面への同時対応、災統合任務部隊を長期間にわたり組織すること等も念頭に置きつつ、統幕と各幕との役割分担及び統幕による運用調整機能の在り方について、統幕の機能強化等も含めた検討が必要である。</p> <p>現場部隊の情報連絡及び連携については、活動が予想される自治体、省庁、機関等との訓練を継続するとともに、全国の増援部隊と地元自治体等との具体的な連携要領を含め更に検討し、また、緊急災害対策本部へのLO派遣は、今後も積極的に実施すべきである。</p> <p>緊急時の患者搬送の要領について、関係省庁間で更に検討すること及び関係各省庁、現地対策本部等との搬送に係る情報の共有が必要である。</p> <p>有用性が確認された統合輸送統制所は、可能な限り迅速に設置すべきであり、今後も、その運営及び保持の要領について検討が必要である。</p> <p>多用途機(U-4)による要人輸送を限られた機数で効果的に実施するため、体制の増強等今後の在り方を含め検討が必要である。</p> <p>政府、自衛隊、自治体等の各種対処計画等について、複合的な災害を想定した見直しを行い、現地対策本部及び自衛隊を含むそれぞれの機関が担うべき役割を明確化するとともに、自治体、関係機関等との共同訓練を実施して、計画等の実効性を高めることが必要である。</p> <p>発災当初、自衛隊は人命救助を最優先に活動を実施したが、防衛省・自衛隊に対し各方面から様々な物資の輸送依頼も同時に殺到し、物資の輸送調整に多くの時間を費やした。今後、首都直下地震等更なる大震災が発生した際には、輸送の優先順位、被災者ニーズの把握等の調整まで自衛隊が行うこととなると、初動の自衛隊の活動として最も期待される人命救助活動にも支障を来すことが考えられる。</p> <p>輸送を一元的に管理せず、各機関等から提供された物資をプッシュ型の輸送により、長期にわたり継続すると、被災の影響による、被災地自治体側の受入能力の制約、被災地のニーズの変化等により、救援物資が被災地内外の倉庫等に一時的に大量に滞留し、払出し(仕分け)及び処分に多くの労力を費やすことになるため、行政機能が低下した自治体が生じる状況下で、防衛省・自衛隊を含め関係機関がどのような役割を担うべきかにつ</p>

運 用	課題・ 問題点等	<p>いて政府全体で検討を進めていくことが必要である。</p> <p>発災直後の情報共有等については、官邸及び関係省庁との間で改めて検討する必要がある。</p>
	反映状況	<p>複合事態や長期間の運用時に実効的に対応できる体制を整備するため、統合幕僚監部に「運用副部長」を新設。</p> <p>自衛隊首都直下地震対処計画及び自衛隊南海トラフ巨大地震対処計画の研究案を策定後、自衛隊統合防災演習において、初動対応時の情報集約及び大規模震災災害派遣命令（統合任務部隊の編成含む。）の発出要領、統合幕僚監部と各幕僚監部の指揮幕僚活動、飛行ニーズ等（緊急時の患者搬送含む）の一元的な調整・統制要領、統合輸送統制所の早期設置・運営要領、自治体と現地部隊等の連携要領を検証・確認し、計画の実効性を向上。</p>
	今後の 予定	<p>引き続き、各地方自治体が行う防災訓練に積極的に参加し、連携要領の更なる確立を推進。</p> <p>自衛隊が、人命救助・行方不明者捜索に重点的に部隊を投入するためには、民間輸送力の活用が不可欠なため、防災対策推進検討会議最終報告における、「物資の供給に当たっては、国が物資の輸送を担う主体となる場合は、緊急災害対策本部等で予め優先順位付け等の調整がなされるべき」との提言を踏まえ、今後、内閣府（防災担当）と連携し緊急災害対策本部のマニュアルの改訂と合わせ引き続き検討を推進する。</p>
各 国 と の 協 力	課題・ 問題点等	<p>各国からの支援受入れについては、関係省庁と連携し、支援受入れをより円滑に実施するために、態勢及び要領、人道支援、災害救援等における他国軍との更なる連携の強化、軍軍間のニーズに応じて調整所を設置すること等についての検討が必要である。</p> <p>各国駐在武官からの要望を踏まえ、注目度の高い事案については、早期に英語資料を準備し、迅速なブリーフィングが必要である。</p>
	反映状況	<p>内閣府（防災担当）を中心に、海外からの支援の受入れについて迅速かつ円滑に必要な調整が実施できるよう提言した。</p>
	今後の 予定	<p>内閣府（防災担当）を中心に、日米間で迅速かつ円滑に必要な調整が実施できるよう、日米双方の調整システムを明確化するとともに、各種事態に対応するための調整メカニズムの在り方について協議中。また、日米調整所の位置付けや、米軍以外の軍隊等からの支援受入れの態勢や要領については、関係省庁と連携し検討を実施中。</p> <p>事案に応じ、可能な限り早期に各国武官等へのブリーフィングの実施を検討。</p>

通 信	課題・ 問題点等	<p>有効に活用できた統合通信調整所の任務、編成、設置場所等に関し検討し、震災対処計画に記載する必要がある。</p> <p>自衛隊の周波数確保のための総務省との調整は円滑に行われたが、災害発生時に必要とする周波数の所要については、今後更に防衛省内において検討を行うとともに、引き続き総務省との連携を維持及び強化することが必要である。</p>
	反映状況	<p>自衛隊首都直下地震対処計画及び自衛隊南海トラフ巨大地震対処計画に現場に開設される統合通信調整所及び市ヶ谷に開設される統合通信統制処の任務、設置場所等に関し規定した。</p> <p>東日本大震災の実績から首都直下地震等で必要となる周波数の所要について防衛省内で検討及びリスト化を行い、現在、総務省との間でリストを共有することにより周波数確保のための迅速な対応がとれるよう総務省との連携を強化した。</p>
	今後の 予定	<p>災害時等における関係機関等との通信の連携を適切に行うため、防災訓練時等において新型防災無線機を活用した通信連携要領について演練を行う。</p>
人 事 ・ 教 育	課題・ 問題点等	<p>災害派遣活動の現場における隊員の活動状況を踏まえ、部隊の質的維持及び隊員の士気に及ぼす影響を考慮しつつ、地方協力本部の組織及び定員の在り方も含め、人的基盤に関する抜本的な制度改革を引き続き推進する必要がある。</p> <p>隊員の休養等に関し、特別休暇の付与、日課又は勤務時間の変更、代休の取得日指定等の疲労軽減のための措置を迅速に行うことが必要である。事務官等の休養日の振替等については、今後も必要な措置を講じつつ、適切に対応する必要がある。</p> <p>災害派遣時の職務離脱に対して、現行、懲戒処分の対象とはなるが、罰則はなく、刑事罰の適用について、今後の任務及び権限の位置付け等を踏まえ慎重に検討する必要がある。</p> <p>部隊等に所属しない隊員の災害派遣に関し、部隊等に兼務発令を行う必要性が生じることを関係機関は認識すべきであり、災害派遣における特別の機関の隊員の位置付けについて検証が必要である。</p> <p>衛生装備の一層の活用については、様々な災害派遣の状況に応じた衛生装備の運用方法、機能を効果的に発揮する最適な要領等を検討する必要がある。</p> <p>劣悪な環境下での活動及び長期派遣に備え、慢性疾患を有する隊員の管理の要領等を改めて整備する必要がある。</p> <p>隊員が必要とする物資の不足に対しては、隊員が必要とする物品の把握及び調達、臨時売店の設置及び物品移送手段の確保並びにそのための体制整備による改善が必要である。</p> <p>自衛隊施設における民生支援に関して、部隊以外の機関等が被害の復旧</p>

人 事 ・ 教 育	課題・ 問題点等	<p>等と同時に避難者の対応を余儀なくされた場合、組織要員、部外との通信手段及び非常用備品がかなり不足しており、適正な措置を実施するための体制整備が必要である。</p> <p>就職援護に関しては、震災等の影響により、経済が混乱し退職予定者の就職内定の大量取消し等が生じた場合、就職には困難が予想されるが、できるだけ多く就職できるよう、平素から各種企業に対し非常時に採用を考えてもらえるような援護活動を実施することが必要である。</p>
	反映状況	<p>東日本大震災から得られた教訓も踏まえつつ、自衛隊の精強性を確保する等の観点から、新たな大綱・中期防において人事制度改革に関する施策を見直し。</p> <p>部隊等においては、疲労軽減等のための代休の取得日指定や勤務のローテーション等による休養が可能となるための処置を措置を実施した。また、幕僚監部においては、日課、勤務時間について必要な場合に適切に処理した。</p> <p>事務官等の休養日の振替等について、本来8週間以内に行うべきところ、52週間の範囲内で行うことができるように処置。今後も同様な所業が発生した際には、必要に応じ迅速かつ適切に対応。</p> <p>災害等緊急時臨時直営売店開設要領骨子を作成、防衛省共済組合物資事務取扱細則を平成25年3月に改正し、売店が機能していない被災地において、災害派遣部隊の隊員等に日用品を供給するために臨時に開設する直営売店（臨時直営売店）についての規定を追加。</p>
	今後の 予定	<p>各自衛隊の部隊等の特性を踏まえつつ、適切な階級構成及び年齢構成の確保を始めとする人事制度改革に係る各種施策を検討・実施する。</p> <p>派遣時の職務離脱に対する刑事罰の適用については、今後の任務・権限の位置付け等を踏まえ、適用の可否も含め慎重に検討。</p> <p>衛生装備については、活用の機会が限定された治療後送用の機材の改善を検討中。</p> <p>自衛隊施設における民生支援に関して、適正な措置を実施するための体制整備について検討中。</p> <p>震災時の影響による就職内定者の大量取消しに対する対応については、非常時に退職自衛官を優先的に採用することが困難と考えられるが、平素から各企業に対して自衛官の再就職について理解を得られるよう努力する。</p>
広 報	課題・ 問題点等	<p>部外への情報発信については、引き続き防衛省ホームページ掲載のための情報の入手及び整理を迅速に行うとともに、発災当初からTwitterを活用した迅速かつ広範囲な情報発信ができるような体制を確立しておくことが必要である。</p>

広 報	反映状況	部外への情報発信について、情報ツールとしての重要性を考慮し、ソーシャルメディアである Facebook 及び Twitter を平成 24 年 7 月より運用開始した。
	今後の 予定	今後、スマ - フォンに対応したコンテンツの作成等も積極的に推進。
情 報	課題・ 問題点等	<p>収集及び提供すべき情報、情報部門相互の役割分担並びに情報収集、情報集約及び情報提供（共有）に関する要領及び手段を、政策部門及び運用部門とともに整理し、事態発生時においては緊密に調整することが必要である。</p> <p>被災地等において通信回線等途絶時を含む情報伝達要領等の再検討及び自治体等関係機関との情報伝達訓練等を積極的に実施することが必要であり、災害発生時に防衛省・自衛隊と自治体及び関係各機関がより円滑に連携できるよう、例えば、地域防災計画上の活動拠点等について適切な情報共有体制を平素から構築することについて検討が必要である。</p> <p>今回の災害派遣における実績及び教訓を踏まえ、被災者の安否情報その他の情報を自治体に伝達する要領及び手段について検討が必要である。</p>
	反映状況	<p>収集・提供すべき情報及び情報部門相互の役割分担を整理するとともに、既存のシステムの活用による情報共有のための施策を実施。</p> <p>平成 25 年度において、大規模震災時における自治体等との部外連絡調整機能を強化するため、統幕に「連絡調整課（仮称）」を新設予定</p>
	今後の 予定	災害時における通信や情報の連携・共有要領、自治体に派出され情報共有を担う連絡要員の活動要領について、今後、内閣府（防災担当）を中心とした関係省庁及び民間企業との間において検討を推進
施 設	課題・ 問題点等	自衛隊施設に耐震性を高めるため、老朽施設の更新、耐震化対策、津波対策等の防災面の強化及び津波対策の検討フロー、検討事例等をまとめたマニュアルを作成して検討作業を容易にし、「津波対策指針」策定の促進を図ることが必要である。
	反映状況	自衛隊施設における最大クラスの津波に対する対処及び津波対策指針策定の検討を行い、平成 25 年 7 月に自衛隊施設の津波対策ガイドラインを策定し、部隊等に通知した。
	今後の 予定	災害への即応態勢に資する施設の整備として、インフラ機能の整備等の推進を実施
装 備	課題・ 問題点等	<p>緊急時においても装備品等を適時かつ適切に修理できるよう、自衛隊だけでなく、民間企業とも密接に協力しながら、柔軟に対応できるようにするための体制整備が必要である。</p> <p>平素から、所要の燃料等の備蓄の在り方を検討し十分に確保すること及び緊急時において危機管理担当省庁が優先的に調達できる措置が必要であ</p>

装	課題・ 問題点等	<p>る。</p> <p>今回の震災における被災者への糧食品等の提供の取扱いについては、財務省と協議を行い、省令に基づく「譲与」及び「無償貸付」ともに可能なことを確認したが、今後、類似の震災等の場合についても同様の整理が可能か検討が必要である。</p> <p>防衛装備品の製造を請け負っている企業の被災状況等について速やかに把握できるよう、企業からの連絡及び情報収集に関する手段の多様化を図ることが必要である。</p>
	反映状況	<p>平素から、所要の燃料等の備蓄の在り方については、現在、資源エネルギー庁と検討を推進中。</p>
備	今後の 予定	<p>装備品製造を請け負っている企業の被災状況等について速やかに把握し、企業からの連絡及び情報収集に関する手段の多様化を推進</p> <p>自衛隊所要の燃料の備蓄については、緊急時の想定所要量等の見直しを実施することとし、所要の備蓄体制整備を推進。緊急時の調達については、関係省庁との情報交換スキームの形成をはかることから開始。</p> <p>被災者への糧食品等の提供は、今後、今回の震災と同様の整理が可能かにつき検討を実施。</p>
組 織 運 営	課題・ 問題点等	<p>事態対処時に、駐屯地等が自衛隊の活動拠点及び支援拠点としての有用性を持つことを踏まえ、機能を発揮していくためには、当初の段階から他地域からの部隊等による増援、予備自衛官の招集による機能強化、他地域からの大規模民間事業者からの支援等、各種の能力を効果的に組み合わせて実施することが重要である。</p>
	反映状況	<p>駐屯地等が自衛隊の活動拠点及び支援拠点としての有用性を持つことを踏まえ、他地域からの部隊等による増援、予備自衛官の招集による機能強化を、自衛隊首都直下地震対処計画及び自衛隊南海トラフ巨大地震対処計画に規定した。</p>
	今後の 予定	<p>自衛隊統合防災演習などの検証を通じ、組織運営に関する問題点等が出てきた場合には、各種計画等の見直しを視野に検討を実施する。</p>

(2 4 年版防衛白書及び 2 5 年度予算ベースのもの)